

総務常任委員会 所管事務調査報告



～委員会調査～

市の現状の把握や
先進地の取り組み状況等について
調査を行い、委員会として、
今後の公共施設のあり方について
一定の考えを取りまとめる

～行政調査の実施（10/29～10/31）～

2. 浜松市

→合併後（平成17年/3市8町1村）の
資産保有の適正化を図るため、
「資産経営推進方針」や
「公共施設再配置計画」を策定するなど、
施設の適正化や廃止計画といった
各般の取り組みを進めている

～行政調査の実施（10/29～10/31）～

1. 秦野市

→公共施設の更新問題に対応するため、
「公共施設白書」や
「公共施設再配置計画」を策定するなど、
公共施設の再配置への取り組みについて
先進的に進めている

～議会のかわり～

将来的な施設の統廃合や、
指定管理者制度の導入に
あたっては、**議会の議決**
を経る必要がある

～施設評価後の進め方～

各施設ごとの今後の基本的な方向性を踏まえ、売却や延命化等に向けた検討を進めていく

検討を進める際は、総合計画の実施計画や個別計画等に位置づけるなど計画的に進めるほか、必要に応じてパブリックコメント等の市民コンセンサスを得るための諸手続などを実施する

～施設評価～

○取り組みの3つの柱に基づく検討により、
施設を7区分に評価する



総合的な視点
での検討を要
する施設

売却

転用

民
営
化

指定管理
者制度の
導入

統廃合
または
複合化

管理運営
の効率化

～取り組みの3つの柱～

1. 施設機能の最適化

～設置意義の検討（機能の必要性の検討）～

2. 施設数の適正化

～施設処分の検討～

3. 管理運営方法の最適化

～効率的な管理運営方法の検討～

～基本方針の考え方～

○今後も人口減少や厳しい財政状況が続くことを踏まえ、必要な機能の維持に配慮しながら、施設数の削減や規模を見直し、**維持管理経費や将来における老朽化に対応した大規模な改修や建て替えのための更新費用等の削減**に取り組んでいく

○市民ニーズや社会経済情勢の変化を見通し、災害時への対応にかかわる**防災の視点**や、「新函館市総合計画」および「函館市都市計画マスタープラン」で示している**コンパクトなまちづくりの視点**などを考慮しつつ、取り組みを進めていく

○こうした考え方を踏まえ、**取り組みの3つの柱**を設定した上で、各施設ごとに今後の基本的な方向性を検討していく

「今後の公共施設のあり方に関する基本方針」の策定

こういった状況を踏まえ、

公共施設の①適正な数

②適正な規模

③適正な機能

に変化させていく必要がある

平成25年6月

今後の公共施設のあり方を決定していくに
あたっての基本的な方向性を示す

～函館市を取り巻く状況～

○少子化の進行等による**人口減少**の問題

平成22年：約27万9千人

→ 平成47年：**約19万2千人**

（国立社会保障・人口問題研究所による将来推計）

○施設維持に要する多大な**財政負担**の問題

公共施設の維持には、維持管理経費や更新経費が必要

→ 今後の本市の財政を圧迫

○社会経済情勢の変化

→ 市民ニーズの多様化・高度化

～今後の公共施設の
あり方について～

～委員会調査～

合併建設計画の進捗状況や
合併特例債の活用状況等について
調査を行い、委員会として、
合併建設計画の今後のあり方について
一定の考えを取りまとめる

～計画変更に関する市の考え方～

起債の根拠である合併建設計画の
計画期間を5年間延長し、
財源の有効活用を図りながら、
計画に掲げる主要施策を
着実に推進し、
住民福祉の向上と地域特性に
応じた 振興発展を図っていく

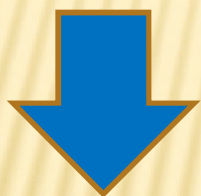
～合併建設計画の変更手続き～

計画を変更するには、
議会の議決
を経る必要がある

～合併特例債の起債可能期間の延長～

東日本大震災の発生後の合併市町村の実情に鑑み、
合併特例債を起すことができる期間が延長された

合併年度とそれに続く **10年度**（函館市は平成26年度まで）



合併年度とそれに続く **15年度**（函館市は平成31年度まで）

～合併特例債の活用～

当市の起債可能額 約309億円に対し、
現時点で見込まれる活用想定額（概算）
→ **約241億円**

これまで、消防庁舎の整備や
箱館奉行所の復元整備などに活用

～合併特例債～

合併建設計画に基づき実施する
公共施設整備等に要する経費に対し、
合併特例債を充当できる

充当率95%、
元利償還金の70%について
普通交付税の基準財政需要額に算入

～計画の期間～

合併年度から
平成26年度
まで

～計画の趣旨～

合併後の新たなまちづくりの
基本方針を定め、
これを実現するための
施策の展開としての**基本計画**、
財政計画を策定することにより、
合併後の速やかな一体化を推進し、
住民福祉の向上と地域特性に応じた
振興発展を図ろうとするもの

～合併建設計画とは～

平成16年4月に、函館市・
戸井町・恵山町・楸法華村・
南茅部町合併協議会が作成

～合併建設計画について～

～所管事務調査事件～

- 1 合併建設計画について
- 2 今後の公共施設のあり方について